

○大気汚染防止法施行規則（抄）

（昭和四十六年六月二十二日）

（厚生省／通商産業省／令第一号）

（水銀排出施設に係る基準）

**第五条の二** 令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の

三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。

（水銀排出施設の設置等の届出）

**第十条の五** 法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項

又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の六による届出書によつてしなければならない。

**2** 法第十八条の二十八第二項（第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等の排出の方法

二 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所

三 水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要

四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所

五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

**3** 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規

定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、様式第一による届出年月日を申告させることができる。

（水銀等の排出基準）

**第十六条の十八** 法第十八条の二十七の規定による水銀等に係る排

出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものを用いる。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものを用いる。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

**2** 水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設に

ついで法第十八条の三十の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。)

一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること

二 次条第一号イからニの測定の結果(同条第三号の規定による再測定を行った場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。)の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であるもの

三 次条第一号イからニの測定の結果(同条第三号の規定による再測定を行った場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。)の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であり、かつ、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、粒子状水銀の量が二・五マイクログラム未満であるもの

(平二八環省令二二・追加、令二環省令二五・旧第十六条の十一繰下・旧第十六条の十七繰下・一部改正)

(水銀濃度の測定)

第十六条の十九 法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定

及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一 水銀濃度の測定は、通常の操業状態及び排出状況において、環境大臣が定める測定法により、イからニに掲げる水銀排出施設ごとにそれぞれイからニに掲げる頻度で行うこと。

イ 水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上の水銀排出施設(ハ及びニに掲げるものを除く。)

四月を超えない作業期間ごとに一回以上

ロ 水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満の水銀排出施設(ハ及びニに掲げるものを除く。)

六月を超えない作業期間ごとに一回以上

ハ 別表第三の三の三の項及び四の項に掲げる水銀排出施設のうち専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉 年一回以上

ニ 別表第三の三の五の項に掲げる水銀排出施設のうち専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉 年一回以上

二 前条第二項の規定を適用する施設にあつては、前号イからニの測定(以下この条において「定期測定」という。)において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。

三 定期測定の結果が前条第一項に規定する排出基準を超えた場

合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。

イ 定期測定の結果が排出基準の一・五倍を超える場合 定期測定の結果を得た日から起算して三十日

ロ イ以外の場合 定期測定の結果を得た日から起算して六十日

四 再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

五 前四号の測定の結果は、様式第七の二による水銀濃度測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法第七七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及び水銀濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第七の二による水銀濃度測定記録表の記録に代えることができる。

附 則 （平成二八年九月二六日環境省令第二二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成三〇年四月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係るこの省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の十一の規定の適用については、当分の間、附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

2 この省令の施行の日において現に設置されている附則別表第一の七の項に掲げるセメントの製造の用に供する焼成炉であつて、原料として使用する石灰石一キログラム中の水銀含有量が一月当たり平均〇・〇五ミリグラム以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる水銀等の量は、原料として使用する石灰石一キログラム中の水銀含有量が連続した四箇月について一月当たり平均〇・〇五ミリグラム未満となるまでの間、一四〇マイクログラムとする。

3 この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものについては、同条同項の規定は、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日（同日前に水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合させるための改修が完了した場合においては、当該改修が完了した日）までは適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日において現に設

- 置されている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものであつて、附則別表第二の上欄に掲げる施設については、当該施設に係る新規則附則第二条第一項の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは適用しない。
- 5 前各項の規定は、この省令の施行の日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが五十パーセント以上増加した（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）したものには適用しない。
- 6 この省令の施行の日において現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則別表第一

一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	一五マイク ログラム
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	一〇マイク ログラム

三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	三〇マイク ログラム
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	五〇マイク ログラム
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシソ類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶	四〇〇マイク ログラム

	六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	五〇マイク ログラム
	七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	八〇マイク ログラム
	八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処	五〇マイク ログラム

	九	理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	一〇〇マイク クログラム
備考		<p>1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち硫化鉍の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉍の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。</p> <p>2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三</p>	

の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一  $C=C_s$

二  $C = (21-0n) / (21-0s) \cdot C_s$

この式において、 $C$ 、 $0n$ 、 $0s$ 及び $C_s$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C$  水銀等の量(単位 マイクログラム)

$0n$  次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項	6
七の項	10
八の項、九の項	12

$0s$  排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする)。(単位 百分率)

$C_s$  環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度

を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位 マイクログラム)

4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

附則別表第二

この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による施設の変更の許可(水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る変更に限る。)を申請したもの	廃棄物処理法第九条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けた施設の使用を開始する日又は当該許可を受けた日から起算して一年を経過した日のいずれか早い日
この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に廃棄物処理法第九条の三第八項の規定による届出の規定による変更の届出(水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る変更に限る。)をしたもの	廃棄物処理法第九条の三第八項の規定による届出をした施設の使用を開始する日又は同条第九項において準用する同条第三項の期間を経過した日若

別表第二の三

	しくは当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた日から起算して一年を経過した日のいずれか早い日
--	--

一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	一〇マイクログラム
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	八マイクログラム
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	一五マイクログラム
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる	三〇マイクログラム

五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	一〇〇マイクログラム
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	三〇マイクログラム
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	五〇マイクログラム
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却	三〇マイクログラム

九	<p>廃棄物処理法施行令第六條第一項第二号ホ (2)若しくは同令第六條の五第二号チの規 定により水銀を回収することとされた産業 廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に 関する法律(平成二十七年法律第四十二号)</p>	五〇マイク ログラム	<p>炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第三百七十七号)第八條 第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設 に限る。)若しくは廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令(昭和四十六年政令第 三百号。以下「廃棄物処理法施行令」とい う。)第七條第三号、第五号、第八号、第 十号、第十一号の二、第十二号若しくは第 十三号の二に掲げる施設であつて、火格子 面積が二平方メートル以上であるか、若し くは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログ ラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物 の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法 施行令第七條第五号に掲げる廃油の焼却施 設のうち原油を原料とする精製工程から排 出された廃油以外を取り扱うもの及び次項 に掲げるものを除く。)</p>	ログラム
---	--	---------------	---	------

<p>備考</p> <p>1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三 の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる 施設のうち硫化鉍の重量の割合が五〇パーセント以上で ある原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、 鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉍の重量の割合が五〇 パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材 料を使用して金を精錬するものをいう。</p> <p>2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三 の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる 施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをい う。</p> <p>3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気 を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設 にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあ つては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量と する。</p> <p>1 C=C<sub>s</sub> 11 C=(21-0n) / (21-0s) ・ Cs</p>	<p>第二条第二項に規定する水銀含有再生資源 からの水銀の回収の用に供する施設(回収 時に加熱工程を含む施設に限る。)</p>
---	---



この式において、C、 $0_n$ 、 $0_s$ 及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量(単位 マイクログラム)

$0_n$  次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項	6
七の項	10
八の項、九の項	12

$0_s$  排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)

Cs 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位 マイクログラム)

4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の  
氏名

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
  - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 L/h)		
	原 料 の 処 理 能 力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼 却 能 力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

## 水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号						
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～ 時間/回	時 回/日	時～ 時間/回	時 回/日	
	季節変動					
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	使用割合					
	原材料中の水銀等含有割合					
	1日の使用量					
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	燃料中の水銀等含有割合					
	通常の使用量					
	混焼割合					
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		湿り	最大	通常	最大	通常
		乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)						
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀					
	ガス状水銀					
	粒子状水銀					
参考事項						

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号				
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式				
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m <sup>3</sup> /h)	湿 り	最大 通常	最大 通常
		乾 き	最大 通常	最大 通常
	排 出 ガ ス 温 度 (℃)	処 理 前		
		処 理 後		
	排 出 ガ ス 中 の 酸 素 濃 度 (%)			
	水 銀 濃 度 (µg/m <sup>3</sup> )	全 水 銀	処 理 前	
			処 理 後	
		ガ ス 状 水 銀	処 理 前	
			処 理 後	
	粒 子 状 水 銀	処 理 前		
処 理 後				
捕 集 効 率 (%)	全 水 銀			
	ガ ス 状 水 銀			
	粒 子 状 水 銀			
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季 節 変 動			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

様式第7の2

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
 測定者の氏名  
 測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備 考
全 水 銀		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
ガ ス 状 水 銀	C <sub>s</sub>	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	C	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	酸素濃度	(%)			
粒 子 状 水 銀	C <sub>s</sub>	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	C	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	酸素濃度	(%)			

- 備考
- 1 全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀の C<sub>s</sub> 及び C については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したものとす。
  - 2 C<sub>s</sub> の欄には別表第 3 の 3 に掲げる C<sub>s</sub> として表示された数値を、C の欄には別表第 3 の 3 の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
  - 3 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
  - 4 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
  - 5 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時刻とすること。